

## 議員研修会における講演内容のポイントについて

～議会基本計画に関する内容を中心に～

### 1 「議会基本計画」の提案

- ・ 総合計画は知事の任期である4年をサイクルとして回る。知事は着任後、速やかに行政の様々な情報も得ながら立案をし、提案をしたうえで、今度は多様な意見を反映している議会で議論をし、必要があれば修正するなど、自治体の今後の政策を4年というサイクルで確定していく。こういうことを4年任期の最初の時期にまずはする必要があるのではないか。
- ・ 一方で、個別の行政計画は、これとは別のサイクルで回るものがある。その中で基本的には行政に詳細設計を委ねておいてチェックすることだけ議会は注意を払えば大丈夫というものと、議会から対案も含め問題提起しないといけないというようなものについては、1年ぐらい前から例えば政策討論会議でもんで政策提言していくとか、政策提言を出すよりも先に、次の計画案が策定されていたのでは生かすことができない。
- ・ 個別の行政計画のサイクルを睨みながら、改選後、その任期の間に何が起こるかを見据え、通常のものであれば、まずは所管の常任委員会において、何年の改訂に向けて計画的に課題に取り組んでいく必要があるということを議員全員で共有する必要があるのではないか。
- ・ そして節目節目の年に、重要なものに労力を集中し、県議会の限られた資源をうまく生かしていくということを組み立てていくために、「議会基本計画」を任期の冒頭で策定してはいかがかと考えた。

### 2 4年間の組み立ての一例（総合計画との関連を中心に）

- ・ 1年目：4年で回る行動計画の策定に向けての調査や審議をする。
  - ・ 2年目：県民や市町議会からの意見の吸い上げなど、政策の種を集めてくるような作業を集中的に実施する。（1年目も含めて）
  - ・ 3年目：戦略的に選び取った政策課題について、重点的に検討する。
  - ・ 4年目：行動計画の中間評価と次の計画に向けての提言を行う。計画を策定した任期の議会として、次への申し送りのような形で結論を出す。
- 
- ・ ここに、個別の行政計画の改訂期が入ってきて、それへの対応について、特別委員会や政策討論会議の設置などということ、4年の任期の早い段階において見極めをつけておく。
  - ・ 改選後の1年間を次の計画を練る時期と考えれば、選挙と1年ずれた4年の周期で回していくというのが割と妥当ではないかと考える。

### 3 計画の策定期

- ・改選前の議員が次の任期の基本的フレームを決めてしまうのは違和感がある。次の任期の議員を今の任期の議員が任期の終わる直前に縛れるか、次の任期の議員が自分達の計画としてそれを遂行できるかというふうに考えると、4年の任期ごとに議員が選ばれる議会の仕事の仕方としては無理があるのではないか。
- ・改選前年の12月ぐらいまでの時点で、例えば、この政策領域については議員提出条例があって修正したとか、何本かの条例については検証したとか、こういう領域についての政策提案をしたとか、そして今後の4年間についてはこの年にこの計画の策定が必要などというようなことを、いわば次の議会基本計画のフレームや基礎材料になるようなものを、次に引き継ぐ意味で、いったんある程度取りまとめておくということがあると、次の計画策定は迅速にいくだろうと思う。

### 4 議長の役割

- ・計画を策定した場合、その計画がうまく回っているか、どこに遅れが出ているか、どこに無理があるか、こういったことに目を配りながら、必要な資源の振り分けや采配のリーダーシップを取っていくということを、議長のところでは調整されながら、そういうことを議会全体の課題として議員や各会派に下ろしていくような役目が加わると思う。
- ・計画を立ててそれを4年かけてしっかりと仕上げていくという進捗管理の責任者という意味でも、議長は4年の任期を完遂していただくというあり方が、制度の想定にかなうものと思う。

### 5 常任委員会の委員任期

- ・自治体の仕事は年度単位で動くので、1年間、一巡してみないと、その領域の仕事がどう回っているかというのが実感できない。
- ・政策領域を単年度だけではなく、二巡経験する機会を持つということをお勧めしたい。
- ・ある程度のタイミングでいろんな政策領域を経験するということも意味のあることだと思うので、常任委員の任期は2年ぐらいがいいのではないか。
- ・任期1年のままで、半数ずつ入れ替わるという方法も運用上の工夫であり得る。

### 6 「議会マネジメントシステム（案）」について

- ・4年間の組み立ての観点から、立ち上げ期、熟成期、仕上げ期というのは非常に興味深い。
- ・議長の「1年—2年—1年」という任期は、議長は地方自治法上4年の任期として選ばれるものであり、立法精神に照らすと、かなりアクロバティックである。常任委員の任期はこれでいくというようなやり方もあるかもしれない。そういう条例を作ることによって不可能ではないというか、そういう考え方はあり得る。

## 7 計画策定を行う会議

- ・次のとおり3通り考えられる。
- ・議会改革推進会議：議会改革の一定の到達点として、今後は基本計画を策定して議会の活動の組み立てを行い、その中で必要があれば改革の提案も行うというふうに切り替える。改革を正面から取り上げるよりは、これからの議会の基本計画のあり方を担当するような機関に切り替える。
- ・議会運営委員会：地方自治法が想定している議会運営委員会の役目を考えると、議会の今後の4年間の組み立て、何をどういうふうに活動していくかということの協議、調整を行い、最終的には本会議で議決するということから、議会運営委員会が立案するという考え方もある。
- ・特別委員会：任期の最初の年度に1年間、計画を立てるための特別委員会を設置する。

### <参考>

廣瀬教授のイメージ（事務局作成）

※総合計画との関連を中心に考えると

改選	1年目	2年目	3年目	4年目	改選
	次期行動計画の調査・審議	政策の種の収集 (県民・市町議会からの意見の吸い上げ等)	戦略的に選択した政策課題についての重点的検討	当期行動計画の中間評価 次期行動計画に向けての提言 (これらを改選後議会に引き継ぎ)	

このような組み立てを念頭に、1年目に、4年間の具体的な取組の計画を策定する

議会基本計画

★計画を策定する組織(候補)

- 議会改革推進会議
- 議会運営委員会
- 特別委員会